

「満洲国」崩壊後の戦犯問題

澁谷由里

はじめに

「戦後六十年」を迎えた昨年は、政治・外交上の問題に絡んで歴史認識や戦犯処理問題についての論議が盛んだった。しかし日本人の関心は日本近現代史、および極東国際軍事裁判（東京裁判）に集中し、欧米以外との比較には発展せず、歴史認識に敏感な諸国のうち例えば中国が、どのように戦犯を処遇し裁いたのか、などについてはほとんど及ばなかった。

中国における戦犯処理には、中華民国・国民政府による「漢奸」裁判（終戦直後から1947年10月まで）と、中華人民共和国による「戦犯」管理および裁判（1950年7月から56年9月まで。政策は75年まで継続¹⁾）とがある。「漢奸」裁判については汪兆銘政権関係者を主な対象とする多くの研究成果がある²⁾。漢奸とは、端的に抗日戦争中における対日協力者を指し、「漢」すなわち中華民族の、「奸」すなわち裏切り者ととらえられてきた。ただし最近の研究³⁾で、「漢」を中華世界全体とくくる意識は清代までは不明瞭であること、従って中華意識を民族概念にまで敷衍して「漢奸」が上記の字義で確定するのも、清末における革命運動であることが判明した。中華民国・国民政府が「漢奸」の名のもとに拙速な裁判を行い、多くの死刑判決を出したことはよく知られている。しかしそれは単に、戦時中における対日協力者への国民の怨恨を政府が利用したということではない。「漢奸」概念の形成と発展が、革命運動や国民党史と不可分の関係にあるからだろう。この問題も重要だが、筆者には現在、汪兆銘政権についての十分な研究蓄積がないので今後の課題としたい。

一方「戦犯」とは国際法における戦争犯罪者を指す。よく論議的になるA級戦犯は、戦争の発動や指揮、戦争遂行に関わる諸政策の策定、戦争拡大などの責任を問われる者である。B級はB級とC級に区別されるわけではなく、あくまでもA級より下位という意味である。戦争法規が禁じ、戦時中でも犯してはならない各種残虐不法行為—非戦闘員の虐殺、婦女子への強姦暴行、攻撃目標以外の一般集落や家屋への爆撃・放火、非戦闘員からの掠奪、捕虜虐待など—の実行者を指す。「漢奸」裁判では国家と民族への忠誠心を最大の問題としたため、被告の国籍が第一に問われた。よって「漢奸」概念に忠実に従うならば、日本人や日本国籍を持つ中国人（日本人の養子など）は対象から外さなければならないという限界があった。しかし「戦犯」は国籍・民族のいかんにかかわらず、どこで犯した犯罪であるかも関係なく、さらには国家への忠誠心を超越した概念である。これに従えば、「漢奸」概念では外されてしまう人々の戦争犯罪を問うことができる。

事実、「戦犯」裁判の対象者は「漢奸」裁判よりもはるかに多く（総計2106名）、かつ広範囲（日本人、「満洲国」要人、「蒙疆政権」要人、国民党関係者）であり、裁判にいたるまでの取り調べと管理の期間、裁判終了後の政策続行期間も長かった⁴⁾。しかしこれほど重要な問題でありながら、日本であまり知られておらず、また研究成果も少ない⁵⁾のにはいくつか理由があるだろう。

第一に「漢奸」裁判は短期間であり、史料がよく整理され充実している⁶⁾のに対し、「戦犯」管理・裁判は長期間にわたったうえ、膨大な裁判資料が作成され、それらがまだ整理途中にあり評価が定まっていないこと。第二に、第一の問題に加えて作成の背景がよくわからない裁判資料や、限られた関係者の証言に主として依拠するテーマが、歴史学の研究対象になりうるかという方法論上の問題。第三に、政策終了から四半世紀強しか経っていない歴史現象が、現政権のイデオロギー、あるいは戦犯や管理者の価値観からも一定の距離を保って中立的に論じられるかという研究姿勢の問題。

これらの困難を克服するには、さしあたって次の諸点が必要だろう。まず史料分析を厳密に行うこと。そのためには史料が残された背景、つまりソ連抑留「捕虜」から中国の「戦犯」へと対象者の処遇が変わった過程や理由を明らかにし（第一章）、中華人民共和国による戦犯管理と裁判の経緯や実態を検討しなければならない（第二章）。以上によって依拠すべき主要史料は何であるか、それらはなぜ依拠するに足る信憑性を持っているのかを解明し、前段における第一、第二の問題にこたえたい。次に現政権の体質に対する中立性を担保するため、1つの事実についても、可能な限り戦犯と管理者双方から公平に、供述・告発・回想・証言などを集めるべきである。少なくとも複数史料の照合によって叙述の偏向を予防しなければならない。この方針を念頭におきつつ筆者が調べた結果、現政権の政治宣伝にあまり使われなかった人物と、捕虜・戦犯・管理者全ての経験を持つ人物とが父子であったことが判明した。第三章でとりあげる張景恵・紹紀（夢実）である。彼らについての分析は、前段における第三の問題にこたえられる意義を十分に持っている。

本稿では60%以上（日本人908名、「満洲国」要人61名、国民党関係者約300名）の戦犯が収容された撫順戦犯収容所を扱い、日本人も含めて「満洲国」に関わった戦犯の問題を主要な対象とする。先述の限界や問題を考慮し、現在の研究・史料状況で、最も中立性が保持できて歴史叙述に耐えられるのがこの範囲内だからである。

第一章 中ソ関係における捕虜・戦犯問題

第一節 ソ連への連行

1945年8月9日早朝、ソ連軍は日本との相互不可侵・中立条約を破棄し、「満洲国」に侵攻した。同年2月11日に米英両首脳と締結したヤルタ密約を履行し対日戦に加わるためである。

関東軍は「満洲国」の首都機能を新京（現 吉林省長春市）から通化省（現 吉林省）大栗子に移し、徹底抗戦のため皇帝・溥儀と当時の用語でいう「満系」大臣たちを伴った。しかし国務総理・張景恵ほかほとんどの大臣は、「身の回り品を置いてきたので取りに戻りたい。数日後、ここに来る」などの口実を設けて⁷⁾すぐに新京の自宅に戻ってしまった。まさしくその数日後、ソ連の落下傘部隊が新京に降下して、ワシレフスキー総司令官が張景恵と溥傑、並びにロシア語を解する張紹紀（張景恵の子息で個人秘書）・于鏡濤（国民勤労部大臣）を呼び出し、ソ連軍の指示があるまで全員の自宅待機を命じ、事実上身柄を拘束した⁸⁾。首脳陣が大栗子に退く直前における国務院総務庁長官・武部六蔵と張景恵との協議の結果、于鏡濤は新京特別市長に任じられ、旧首都の治安維持を委ねられたばかりだった⁹⁾。

8月14日午後5時、大栗子で武部の事務室に、総務庁次長、各部次長らが召集された。王賢漳（総務庁次長。官房・地方処・統計処・人事処担当¹⁰⁾）以外は全て日本人だった。武部は、日本政府がポツダム宣言受諾と無条件降伏を決定した旨を伝え、ソ連軍の占領接收に備えて各種文書の処理と、在職者への半年分の俸給供与を告げた¹¹⁾。18日未明、「満洲国」解散が決まり、溥儀は退位を宣言し、翌日日本へ亡命しようとしたが、離陸寸前の奉天飛行場でソ連空軍に捕らえられチタ州マナコフの捕虜収容所へ連行された¹²⁾。なお張景恵の秘書官だった松本益雄は戦後の回想録で、「満洲国」解散決定の場に張ほか「満系」高官も列席し、張が痛嘆したさまを詳細に描いている¹³⁾が、実際に出席した王賢漳、および張景恵にずっと付き添っていた張紹紀の証言に照らしてみればそれは疑わしい。

9月3日、ソ連軍大佐に呼び出された張景恵は「慌てて、眼鏡をかけただけで」迎えの車に乗り込み、張紹紀も通訳として同行した。大佐は張紹紀に案内させて（旧）新京特別市内の各大臣宅に寄り、1人を除く全ての新京残留「満系」高官十数名をピックアップし、司令部に連行した。そしてすぐに飛行機に乗せ、約2時間後にモンゴル人民共和国の王爺廟に到着した。張景恵は「殺すなら殺せばいい」と既に覚悟を決めていたという。しかし彼らはいったん（旧）新京に戻された後、さらに収容所のあるチタへ送られ、溥儀一行と合流した¹⁴⁾。

第二節 ラーゲリでの捕虜生活¹⁵⁾

1946年冬、ソ連政府はハバロフスクにあるポリ内務局を中心として、日本の中国侵略と支配についての実態調査を開始し、捕虜たちに尋問を行い、告白書を書かせた。それは極東国際軍事裁判に溥儀らを出廷させ、特にA級戦犯の起訴内容に対する裏付けの証言をさせるためであった。なかんずく細菌戦部隊に関しては重点的な調査が行われた¹⁶⁾。

調査終了後の7月、「満洲国」関係中国人捕虜は、旧関東軍将官らと同じハバロフスク第45収容所（ゲニラスク・ラーゲリ）に移された。それまで日中両国の捕虜が別々に収容されていたのは、極東軍事裁判についての口裏合わせを捕虜たちが行い、証言に公平性がなくなること

をソ連政府が恐れたためであった。この時点での捕虜総数は200名以上だった。ほとんどの捕虜は質素な生活を送っていたが、溥儀だけは別格だった。『わが半生』によれば、身の回りの世話は元侍従の李国雄が行っていた。また極東軍事裁判に出廷させるまでのチタ時代、国際政治の切り札として価値のある彼をソ連政府は厚遇した。「豊富なロシア式の食事と、ロシア式のお茶の時間」を与え、「医師と看護婦がいつもからだを検査し治療してくれ」たという¹⁷⁾。

張紹紀はロシア語を充分読解できたため、毎日『プラウダ』ほか新聞4紙を中国語に翻訳し、捕虜たちに読み聞かせていた。彼らの最大の関心事は国共内戦だった。国民党が勝利すれば、要人を通じて助命嘆願する道もあるが、共産党が勝利すれば、人脈がなく、かつ共産党傘下にあった抗日軍を弾圧し、「親日派」である彼らは死刑を免れられないと考えていたからである。そのため最初は人民解放軍の勝報をまったく信じようとしなかった。しかし南京陥落（49年4月）の報を聞いてからはみな落胆し、張紹紀の読み聞かせを熱心に聞くものもなくなった。

ソ連政府の意に沿って、極東軍事裁判に最も協力的だったのは溥儀である。彼は46年8月に、ソ連当局から裁判での証言を求められ、9日から29日まで東京に滞在し、16日から27日まで出廷した。「こぶしでガンガン証言台を叩いたことも再三」という激しさで日本人戦犯を糾弾し、証言終了後、ソ連大使館を訪ねたフランス人記者に対しては「なぜ、日本の天皇を裁判にかけないんですか。天皇がいちばんの責任者です」と憤ったという¹⁸⁾。「傀儡」政権の国家元首であった自分がソ連の捕虜となっているのに、その原因を作った（と溥儀が考えている）天皇が戦争責任を問われないのはなぜなのか、不可解だったためだろう。

帰国後、自分は単に政治利用されるために優遇されてきたと悟った溥儀は意気消沈した。ハバロフスクに移されてからも李国雄が身辺の世話をし続けたが、食事は他の捕虜と変わらなくなり、「ロシア式のお茶の時間」は廃止され、医師や看護婦が常駐する生活ではなくなった。また張紹紀によれば、極東軍事裁判の中国人首席法務官・梅汝璈が閉廷後に溥儀を呼び止め、「帰ったらまた会いましょう」と挨拶したのをずっと気にしていたという。上記のあからさまな「降格」に加え、梅汝璈の真意を気に病んだ溥儀は、その不安を紛らわすためかあるときから約半月もの間、かつて紫禁城で食膳にのぼったメニュー、一日20品弱、60日分を重複なしに書き綴ったこともあった。

以上の証言や回想から判明するのは、ソ連における「満洲国」要人捕虜たちは、極東軍事裁判に提出する資料の作成、あるいは本人が出廷するための資料をまとめる作業に専念させられたが、捕虜自身が主体的に戦争犯罪や戦争責任を省みる機会はほとんど与えられなかったということである。

一方日本人捕虜は事情が異なった。日本はソ連の交戦国であり、戦後はアメリカの占領下におかれたため、捕虜への処遇や尋問は厳しく、社会主義教育も行われた。この処遇・尋問・教

育の過程で「アクチーブ」と呼ばれる先端分子が生まれ、彼らは「自ら『本気に』社会主義思想を勉強し」、ソ連の崇拜者となった。「アクチーブ」が経験した「反軍闘争」（自分の従軍経験や日本の軍国主義を批判・否定する）や自主的な「学習」「罪行暴露」は、中国の撫順戦犯管理所では収容者全員が行うことになる¹⁹⁾。

第三節 中国への移管²⁰⁾

1950年2月5日午前2時頃、モスクワ郊外・ウソヴォにあるスターリンの別荘に滞在中の毛沢東を、ソ連外相・ヴィシンスキーが訪ねた。毛沢東は前年12月16日からスターリンと会談するため、ソ連に来ていた²¹⁾。

ヴィシンスキーは通算4回毛沢東を訪ねているが、上記訪問はその3回目にあたる。

彼はおおむね次のように述べた。「日中戦争や国共内戦の中で蒋介石を支持し、中国共産党の戦略に介入して迷惑をかけた。スターリンはあなたがた政府を高く評価し、その国際的地位を高めたいと考えている。北京政府が国家主権を示せば諸外国がそれを認め、国連の承認も得られる。そのためにソ連残留約2500名の中から、中国で重罪を犯した者、『満洲国』人捕虜あわせて1000人を送るから、その処理を行ったらどうか」。

毛沢東はこの提案に賛同した後、「現在は国民党戦犯の処理に集中していてそれが2月末までかかる。提案された捕虜移管はその後にして欲しい」と要望した。なお毛沢東のロシア語通訳だった師哲は、95年に新井利男氏が行ったインタビューにこう答えている。「[ある日行われた一筆者補記]中ソ対談に日本共産党の岡野進（野坂参蔵）も同席していた。スターリンは岡野に、『日本人捕虜を利用して日本共産党に何かできることはないか』と尋ねた。岡野は『今は]困難な時期だ。力を発揮できる時期ではない』と返答したが、スターリンのこの提案は中国側に提案した内容に重なる」²²⁾。

帰国後毛沢東は周恩来と協議して、戦犯政策を司法部に託そうとした。しかし部長の史良が、「判決を受けていない戦犯の管理は困難」と意見したため、公安部に託した。総指揮は、日中戦争中から国民党捕虜や日本人捕虜の処遇を熟知していた周恩来がとり、具体的な方針は公安部長の羅瑞卿が多くを定めた。羅は延安根拠地で抗日軍政大学副学長を務め、日本人捕虜の取り扱い規定を整備するよう訴え、戦犯の思想教育や寛大な処遇に関しては大学で講義した経験もあった。

周恩来・羅瑞卿が考えた戦犯処遇の基本方針は、「断罪」とは異なり、戦犯を人道的に処遇し、教育によって新しい人間に更生させることであった。彼らは紅軍時代の「捕虜優遇策」や、抗日戦争時期の八路軍・新四軍による「敵軍瓦解工作」中の捕虜政策も参考にして細部を決めていった。1950年3月下旬、東北行政委員会に対して、ソ連から移管される日本人捕虜と「満洲国」要人捕虜の接收・管理を命じた。委員会は下部組織の東北公安部に、戦犯管理所の設営を指示

した²³⁾。

公安部は東北各地の監獄を視察・検討し、撫順市にある東北司法部直轄監獄が妥当であるという結論を出した。第一の理由は、当時朝鮮戦争勃発直前の緊迫した状況にあるなかで、撫順は戦犯の疎開ができる安全な場所にあったためである。第二に、この監獄は「満洲国」時代に日本人が建設し、日本人・朝鮮人の犯罪者も収容されており、他の監獄よりも施設が充実していたためである。第三に、責任機関の東北行政委員会・東北公安部のある瀋陽市に近く、業務連絡に便利だったためである。

1950年5月下旬、張景恵ら「満洲国」要人捕虜第一陣が中国に移管された²⁴⁾。撫順監獄はまだ改築工事を終えておらず、彼らはしばらく瀋陽模範監獄に収容された。約2週間後、全員に登録書が配られ、「いつ、どこで反動組織に参加したか」を自己申告させた。張紹紀はその文字を全部消し、「私はこんな組織に参加したことはありません。革命組織で働きました」と申告した。「満洲国」時代、国務総理であった父・張景恵の個人秘書を務めた彼は、立場上知りえた機密情報を共産党地下組織に流していたからである。申告して数時間後、張紹紀をよく知っている東北公安部の指導者数人が面会に訪れ、彼を釈放した。ソ連に連行されてからほぼ5年後のことである。

6月、東北行政委員会・東北公安部は戦犯管理収容所長に孫明斎を任命した。孫は7月から職員採用を始めた。管理部門の幹部職員には職務内容が明示された²⁵⁾が、大部分の職員は管理所に到着してはじめて気づくという状態だった²⁶⁾。張紹紀は「日本人戦犯の顔など見たくないと言って何度も断りましたが、頑として[東北公安部に]受け入れてもらえませんでした。ですから、私は仕方なく管理所に来たんです²⁷⁾と述べている。ほとんどの職員は親族や友人を日本軍に殺されており、中には自分自身も危うく殺されかけた経験を持つ者もいた。彼らは強い反日感情を抱いていたため、公安部も孫所長も職務内容を伏せざるを得なかったのである。

溥儀をはじめ大部分のソ連抑留「捕虜」が、中国の「戦犯」として移管されたのは、50年7月31日だった。護送列車が到着した国境の駅・綏芬河では、人民解放軍とソ連軍、双方の兵士が銃を持って二列に並び、警護にあたった²⁸⁾。そこで中国側が用意した列車に乗り換えた。この時、戦犯の体調管理のため派遣された医師や看護婦も同乗した。列車は一般中国人の襲撃を避け、戦犯に行き先についての不安を与えないように、夜間に走行し窓に目隠しを施していた。しかし車内では温かい食事が供され、体調の悪い戦犯がいないかどうか、乗り込んだ看護婦がたえず声をかけて巡回するなど配慮が行き届いていた。後に戦犯たちが真剣な反省に取り組む契機になったのも、病時における医師や看護婦、看守らから受けた手厚い対応であった²⁹⁾。

瀋陽模範監獄に仮収容されていた第一陣も撫順に到着し、日本人969名と合流して戦犯管理所に入った。ソ連抑留日本人捕虜から彼らがどのように選ばれたのかは現在でも不明である³⁰⁾。

第二章 中華人民共和国による戦犯管理と裁判

第一節 撫順戦犯管理所

中華人民共和国および中国共産党にとって、移管された戦犯の管理は、自らの国際的地位を高め国連の承認を得る上で重要な試金石であった。それでも移管終了当時は、「日本が過去の交戦国に対し全面講和を発表したときにはすぐに日本に帰す」予定であり、いわば戦犯を臨時に預かるという意識が強く、その期間は半年と予想していたようである³¹⁾。

50年10月に朝鮮戦争が拡大したため、政府は戦犯全員を佐官クラス以上と尉官クラス以下に大別し、前者をハルビンへ、後者を呼蘭へ疎開させることを決定した。管理所は同月18,19日、両者を護送列車で北上させた。翌年3月、戦況が好転したのに伴い、少尉クラス以下669名の戦犯を撫順に戻し、53年10月にハルビン残留者210名（中尉以下と病人）を全て戻した³²⁾。

なおハルビン疎開中の戦犯管理については、当時の松江省公安庁長・趙去非が、孫明齋・管理所長の代理を務めた。政治保衛所執行科長であった董玉峰の証言によると、管理所職員には戦犯への強い憎悪の念があったが、政府の通達により人道的な処遇をしなければならず、たとえ戦犯から暴言を吐かれても黙って耐えねばならなかった。周恩来が「一人の逃亡者、死亡者も出してはならない、また人格を尊重して殴ったり罵ったり虐待してはならない」と指示したからである。そのような葛藤の中で、戦犯政策を着実に実行するのに自信を失い、もし政策や方針に違反したら国家と党に迷惑をかけるという懸念から、転勤願いを出す者が相次いだ³³⁾。趙去非は管理所幹部職員全員を招集して、あらためて党の姿勢を説明し、責任をもって戦犯の管理と指導にあたるよう強調した。董玉峰も次の二点を訓示した。第一に、管理職員の思想認識をさらに向上させ、特に日本人戦犯の改造教育は歴史的使命であると考えること。第二に、戦犯における反動的思想や観点と正面から対決し、彼らに第二次世界大戦後、戦争法規や慣例が変化している点と、国際法の知識を教育すること。

ハルビンから撫順へ669名の戦犯が帰還したのと同じ51年3月、日本はアメリカと単独講和条約を結んだ。

共和国政府はこれを認めず、日中間の関係は途絶した。断交状態がいつまで続くかは不明だった。この時から969名の戦犯管理は臨時問題ではなく、純粋かつ永続的な内政問題として、政府が最後まで責任を持たねばならなくなった。

撫順に戻ってしばらくすると放送学習が始まり、また指導員による「社会発展史」講義もあった。ソ連抑留時代より格段に優遇されていた戦犯たちには心理的余裕も生じ、一部の者はこうした働きかけに応じて時間割を組み自主学習を開始した³⁴⁾。看守だった劉長東も、この時期(51年春)の変化について証言している³⁵⁾。管理教育科は尉官クラスの者14名を選出し、レーニンの『帝国主義論』を教材にして指導し始めた。責任者だった張紹紀はその理由について、「大学卒業者が多く、作戦計画も把握し、具体的な罪業もよく知って」いたためと述べている³⁶⁾。

また尉官クラス以下からは「若くて健康な人、そして態度が非常に良い人」が選ばれて労働班も組織され、班用の部屋が与えられた。彼らは食事の時間になると炊事場に行き、各所に食事を運んで看守の手助けをした³⁷⁾。

管理所は1000名近い日本人戦犯を、旧日本軍での階級や「満洲国」での職位などによってグループに分け、別々の担当者をつけた。ソ連のラーゲリで現われた「アクチーブ」に相当するのが管理教育科の選抜した14名であり、あるいはもう少し規模の大きい労働班であった。模範的先端分子に捕虜・戦犯をリードさせる発想は、ソ連と中国に共通している。しかしソ連が個人・単発・短期間で終わらせたのに対し、中国は管理所がメンバーを選抜することで彼らに自信を与え、他の者には彼らを見習うよう、長期にわたり組織的に指導していった点が大きく異なる。敵国人で全く異なる価値観を持つ日本人戦犯が大部分を占めた撫順では、彼らの「改造」の成否が「満洲国」元要人や、後に多くなる国民党関係者に影響した点も看過できない。

第二節 尋問、認罪、^{タンバイ}「坦白」

朝鮮戦争休戦協定が締結され、疎開していた戦犯が撫順に全員帰還した53年秋以降、管理所は戦犯の健康管理と規則正しく人道的な生活にいつそう配慮するようになった。これは戦犯たちに衣食住の心配をさせることなく学習に専念させ、自らが犯した戦争犯罪を直視させ認めさせるのに必要な環境整備だったからである。例えば管理所では日本人戦犯になるべくその食生活に合った食事、特に米飯食を欠かさず出していた³⁸⁾。しかし栄養の偏りと運動不足、ソ連時代からの拘禁ストレスといったものがあいまって、53年ごろには半病人が続出した。管理所は食事内容を改善し、戦犯たちの野外運動時間を長くとるようにした³⁹⁾。

54年3月から、最高人民検察院による取調工作が始まった。この時の調査対象者は120名と定められていた。工作団は調査した結果、起訴して処刑すべき戦犯を64名に絞って政府に申請した。しかし周恩来からは、「裁判にかける人数はもっと少なくせよ。禁固20年の有期刑を上限とし、死刑と無期懲役刑の判決を出さないこと」という指示があった。工作団は人民の反感を理由に反対意見を上申した。再び周恩来から回答があり、「納得できないのは人民ではない、工作団であろう。この日本人は今、戦犯だが、20年経ったら友人になる。日中友好を考える友人になる」として、寛大な措置を求めた⁴⁰⁾。

取り調べを担当した李放によると、「満洲国」要人戦犯には独立した尋問室が設置され、教育と尋問とをあわせて実施した。李放は政府の寛大な方針について繰り返し強調し、戦争犯罪に対する自供と、知る限りの日本人による犯罪への告発を促した。彼らは当初なかなか自分の罪を認めなかったため、日本人告発を優先させた。こうして重点対象とされた日本人についての資料は早く集まった。

李放は日本人戦犯の尋問も担当し、軍人が最も立件しやすかったと証言している。ついで「満

洲国」の日本人高官、例えば武部六蔵（総務庁長官）、古海忠之（同次官）など、「満洲国」の行政・司法担当者である。彼らの起訴には「満洲国」要人中国人戦犯による告発材料が有益で、これを証拠とすれば自白を促せたからである。最も難しかったのは警察、憲兵、特務であった。彼らの言動は全て秘密であるうえ、かつて色々な機関で中国人を尋問した経験もあり、その経験で中国人による尋問に反抗したからであった。しかし念入りな裏付け調査により、そのような反抗も徐々に切り崩していった。最終的には自分が尋問に口頭で答えた「口供」、自筆供述書「筆供」、部下の証言「検挙材料」、同僚の証言「掲発」、被害者の証言「証詞」などを全部戦犯本人に見せて、事実を確認し、本人が事実と認めれば1頁ずつ署名させた。署名すればその内容を否定・撤回することはできない。また本人の「口供」「筆供」しかなく、その他の証拠や資料がない案件については立件できなかった⁴¹⁾。

取調工作与併行して、管理所は認罪の徹底を戦犯たちに求めた。一時的反省で終わらせるのではなく、戦犯の人間「改造」を行い、再犯を防ぎ、戦争問題の啓発者として彼らを社会復帰させるためである。こうした方法は、例えば中国共産党が42年に延安で行った整風運動、51年に全国で行った三反（汚職・浪費・官僚主義への反対）運動といった、大衆動員型の綱紀粛正運動に類似しており、戦犯教育オリジナルとはいえない。またソ連のラーゲリでも、捕虜の間で「相手を反動として吊し上げる」ということはあった。しかし過去2つの綱紀粛正運動、並びにラーゲリ内での反動分子批判は、それを行える者が正義であったのに対し、管理所における認罪徹底は、行う者も批判対象者も同じ戦犯であり、罪の軽重はあっても罪自体から逃れることはできなかった⁴²⁾。管理所が目指したのは、自らの戦争犯罪を直視させるための相互批判であった。

54年4月、管理教育科が選抜した14名の一人・宮崎弘が、^{タンバイ}「坦白」したいと申し出た。宮崎は第39師団第232連隊第一大隊中隊長で師範学校卒だった。教育責任者である張紹紀のいう「大学卒業」に相当する学歴を持ち、「作戦計画も把握し、具体的罪業もよく知って」⁴³⁾いる、理想的な改造モデルであった。発表する前、張紹紀らの指導を受けて何度も書き直した認罪書の原稿を持っていたが、自分が戦時中に犯した数々の残虐行為を告白する時には身をよじって泣き、原稿などほとんど見ていなかった。この^{タンバイ}「坦白」は他の戦犯に大きな衝撃を与えた。戦争犯罪や残虐行為を紙に書くことと、「現実に皆の前で話すという『行為』とは全然別のもの」⁴⁴⁾だったからである。

同年5月20日午後、管理所は旧日本軍佐官クラス以上の戦犯大会を開き、尉官以下クラスと「満洲国」要人戦犯の代表者を出席させた⁴⁵⁾。佐官クラス以上の教育責任者・李甫山主任が口火を切り、戦犯内部に残存する思想上の問題を告発するとともに、政府の方針や政策について説明し、戦犯が戦いとるべき前途を明らかにし、「これから古海忠之が^{タンバイ}『坦白』する」と発表した。

「満洲国」の事実上の行政主管は総務庁であり⁴⁶⁾、古海は最後の次官だった。長官だった武部六蔵は収容後長らく病床にあり、療養中だった⁴⁷⁾。つまり戦犯から見れば、ほとんど最高位にある人物が「坦白^{タンバイ}」するというのである。これは宮崎の「坦白^{タンバイ}」を突破口とした第二段階、即ち日本人戦犯と「満洲国」要人戦犯双方に影響を及ぼし、どのような地位にあった人間でも認罪を徹底しなければならないという管理所の方針を具現したものである。

古海は自分が犯した主な罪を告白し、その理由を分析し、さらに収容されてからの思想上の変化と認罪の過程について語った。最後に彼は、第二次世界大戦後、国際法が新たな発展を遂げたと指摘し、「侵略戦争を画策し、その指揮をとった者は、もとよりA級戦犯であります。また侵略戦争の期間中に各種の罪業を犯した者は、その役職いかんにかかわらず、侵略された戦勝国がそれらの者をBC級戦犯として決定し、裁断する権利を有しております」と総括した。

この自己批判は戦犯たちに、唯一の活路は認罪の徹底による寛大な措置の獲得しかないことを明示した。それからの認罪活動はより積極的になり、従来消極的だった「満洲国」要人戦犯たちも座談会を行い、「一部の者は先を争って発言を求め、自発的に自分の罪業を告白⁴⁸⁾した。例えば元興農部大臣・黄富俊は、「日本人が東北人民からいかに大量の食糧を略奪し、いかに大量の労働者を飢えと寒さに追い込んだか、それに自分がいかに協力したか」について供述した。元国民勤労部大臣・于鏡涛も、「大勢の民間労働者を日本軍の工場に強制就労させ、工事完了後、いかにしてこれらの強制労働者を殺害したか」などについて「坦白^{タンバイ}」した。彼らの座談会は相互の「掲発」にも発展した。その主な対象は、元司法部大臣・張煥相⁴⁹⁾だった。彼は「一貫して不真面目な態度をとり、時として意識的に監房規則を破っていたから」であった。

李放によれば55年秋ごろには尋問がほとんど終わった⁵⁰⁾。先述のように、戦犯の自筆署名が得られれば書類作成と尋問を終了し、起訴状を作成し始める段階に入ったのである。

第三節 参観学習から裁判、釈放まで

56年2月、戦犯の人間「改造」教育が最終段階に達してから、管理所は生活記録「人道と寛恕」の撮影を映画監督・王永宏に行わせた。王は54年に廖承志⁵¹⁾の命令で管理所に入り、映画製作を始めていた。この後彼は戦犯の参観学習にも同行し、裁判や服役中の戦犯の様子も撮った。完成作品は56年7月・10月に「釈放—日本戦犯犯罪分子」「正義の裁判」として中国各地で上映された。また「人道と寛恕」「人道と寛待」という2本1組、約2時間半の映画も製作され、日本語ナレーションをつけて、中国紅十字会を通じて日本赤十字会に寄贈された⁵²⁾。

参観学習は2月26日、撫順・瀋陽の見学から始まった⁵³⁾。出所後の社会生活に備えるのが大きな目的であった。特に溥儀は一般労働者や農民と接したことがなく、その必要性は大であった⁵⁴⁾。彼を含む「満洲国」要人戦犯一行は、撫順西露天掘炭鉱で、平頂山事件の生存者から事件についての説明を受けた。また翌日には郊外の台山堡農業合作社を見学し、劉某という女性

社員の自宅を訪問した。彼女は一行が何者であるかを知らされていなかった。「満洲国」時代には農民が自宅に米を貯えていると「経済犯」として検挙されたこと、新中国になってからは食生活に不自由がないことなどを率直に話した。溥儀は思わず起立して、自分こそがかつて「満洲国」皇帝であった溥儀である、どうか罰して欲しいと告白し、跪いた⁵⁵⁾。同席した黄富俊や于鏡涛らも名乗り、溥儀同様に跪いて厳罰を求めた。劉某は困惑して、「もう過ぎたことですよ」、「よく学習する気になって、毛主席のおっしゃることをよく聞いて、真人間になってくれればそれでいいですよ」と述べた⁵⁶⁾。同行した李福生によれば、溥儀は劉某の言葉を「肝に銘じ、後半生の実践目標とした」のである。『わが半生』でもこの参観学習の様子は詳細に描写されている。

総務庁における中国人次長であった王賢濤は、撫順の大伙房ダムを参観したとき、「1943年に『満洲国』も渾河上流に大型ダムを建設しようとした。増水期に水位が上がり、洪水になって瀋陽[『満洲国』時代は奉天]市南関一帯は氾濫し、大災害をもたらしたからだ。当時は労働力が不足し、資金的にも困難だったので、この計画は実現されなかった」⁵⁷⁾と述べ、新中国の順調な国土建設に感嘆した。

その後中央公安部からの通達により、孫明齋所長と金源・管理教育科長が、戦犯問題についての北京での会議に出席した。当時の公安部第一局長・凌雲が、戦犯たちの参観学習に関する決定を読み上げ、周恩来の指示を再度伝達した。その大要は、参観学習によって戦犯たちに現実的な教育を施し、彼らがかつて罪を犯した場所が、新中国成立後いかに変化したかを見せるということであった⁵⁸⁾。既に撫順・瀋陽の見学もこの方針に沿って実施され教育的効果をあげていたが、再度の通達に基づき、管理所はより広範囲に参観先を決め、6月から7月にかけて東北地方各地（瀋陽・鞍山・長春・ハルビンなど）に戦犯たちを連れて行った。古海忠之は鞍山製鉄所の新設高炉を見て驚きをおさえられなかった⁵⁹⁾。ハルビンの東北烈士記念館で、かつて自分が尋問者として拷問した趙一曼の肖像を見た于鏡涛は「跪き、泣きながら頭を地につけて詫び」⁶⁰⁾た。

戦犯たちが、参観学習によって新中国の急成長ぶりに感嘆し、かつ自分の戦争犯罪を再認識していた56年6月、全国人民代表大会常務委員会は、「目下勾留中の日本人戦争犯罪者に対する処理の原則とこれに関する事項を、次のとおり定め」⁶¹⁾た。

- (一) 主要でない日本戦争犯罪者[以下、日本戦犯]、あるいは改悛の情が比較的著しい日本戦犯に対して、寛大に処理し、起訴を免除することができる。
- (二) 日本戦犯に対する裁判は、最高人民法院が特別軍事法廷を組織して行う。
- (三) 特別軍事法廷で用いる言語と文書は、被告人の理解できる言語、文字に訳さなければならない。
- (四) 被告人は自分で弁護を行い、あるいは中華人民共和国の司法機関に登録した弁護士に依

頼して弁護を受けることができる。特別軍事法廷はまた、必要と認めた場合、弁護人を指定して、被告人の弁護に当らせることができる。

(五) 特別軍事法廷の判決は最終判決である。

(六) 刑を科せられた被告が、服役期間中態度良好の場合は、刑期満了前にこれを釈放することができる。

この決定に沿って、下記の日程で裁判が行われた⁶²⁾。

56年6月9－19日 瀋陽特別軍事裁判 (被告) 鈴木啓久・元日本陸軍第117師団長ら8名

10－20日 太原特別軍事裁判 城野宏・元国民党太原綏靖公署教導総隊副隊長⁶³⁾
ら9名

7月1－20日 瀋陽特別軍事裁判 武部六蔵ら28名の「満洲国」関係者

当初起訴予定者が64名だった(前節参照)ことを考えると、計45名という人数は少ない。この他の戦犯は、6月21日と7月18日に起訴免除を通知され、即日釈放されている。なお有期刑判決を受けた者も、起訴までの勾留期間を差し引かれ、ないしは先述の全人代常務委の決定に基づき、ほとんどが刑期満了前に出所している。最後の日本人戦犯が出所したのは1964年4月9日であり、その後国民党関係の中国人戦犯が収容者の大部分を占めるようになった。ただし戦犯政策が打ち切られた75年頃までは少なくとも服役者がいたし、59年に転出した孫明齋に代わって所長に昇進した金源が78年に管理所を離れるまでは、職員による残務整理も行われたと考えられる。

第三章 父と子の「満洲国」

第一節 戦犯裁判の内容・性格・背景

第一章で見たように、中華人民共和国の戦犯管理と裁判にはまずソ連の意向が大きく影響していた。国際的には主権国家と認められるため、国内に対しては日中戦争の戦後処理を人道的に行い禍根を残さないため、きわめて長期間、綿密な計画と配慮のもとに政策が遂行された。戦犯たちは当初、積極的に「学習」「認罪」へ進んだ者と、他人の告発には熱心な反面、自分の「認罪」ができなかった者との二分されていたが、54年4月における宮崎弘の「坦白」^{タンバイ}が突破口となり、翌月における古海忠之の「坦白」^{タンバイ}が「認罪」推進を決定的にした。

戦争期間中の将兵による残虐・掠奪行為禁止は、1899年と1907年に制定された「陸戦の法規慣例に関する条約」(通称 ハーグ陸戦条約) 附属規則に由来する、比較的新しい国際法上の重要事項である⁶⁴⁾。宮崎の「坦白」^{タンバイ}は、この新しい理念に基づいており、彼の階級と犯罪内容からB C級に分類できる。一方古海の「坦白」^{タンバイ}は、第一次世界大戦後に登場したさらに新しい禁止事項、「戦争開始」(戦争を不可避とする策謀や中立侵犯を含む)・「戦争犯罪の命令」・「犯罪防止を怠った不作為」・「戦争の指導と拡大」⁶⁵⁾といった上位者の行為に言及した内容であり、

本人も述べているようにこれはA級に分類されるものである。

BC級戦犯の犯罪行為は、本人がそれを残虐不法の加害と自覚し、かつ被害者が告訴すれば立件しやすい。取り調べた李放が、「軍人が最も立件しやすかった」と証言しているのはこのことを指すと考えられる。しかしA級戦犯の場合は、何をもって、あるいはいつ、犯罪行為に加担し始めたのかが特定しにくいという、明確な戦争指導者でない限り、間接的もしくは「不作為」の加担にとどまり、本人も自覚できず被害者も漠然としている。「満洲国」要人戦犯の多くがはじめ「学習」や「認罪」に消極的だった真因はここにある。

豊田雅幸氏は、「満洲国」関係戦犯の起訴状を分析して以下の7項目の罪状をあげている⁶⁶⁾。

- 一、日本帝国主義の侵略政策を積極的に遂行
- 二、日本帝国主義の侵略戦争を支持
- 三、偽満洲国政府の操縦あるいは操縦への加担
- 四、わが国[中華人民共和国]の国家主権篡奪
- 五、国際法の準則[ハーグ陸戦条約附属規則]および人道の原則への違反
- 六、わが国東北人民の鎮圧・奴隷化・毒化と、わが国東北地域の資源・財産を掠奪する政策・法令・施策の画策・決定もしくは執行
- 七、わが国人民に対して犯した各種の重大罪行

尋問・認罪のプロセス、および「坦白」^{タンバイ}が奨励された管理所の方針などから、上記の起訴内容は膨大な「筆供」「口供」「掲発」「検挙材料」「証詞」を整理する中で、国際法規と照合しかつ国策に沿ってまとめられたと考えるのが妥当である。現存し公開されている裁判資料には、むしろ国際法規や国策を意識して戦犯に書き直させた形跡のあるものも多い。その一方で、以下に紹介する張景恵のように、管理所に促されるまま供述をしたものの、最後まで「認罪」徹底ができず、管理所も「改造」を諦めた例がある。張景恵は「満洲国」の元国務総理であり、思想「改造」に成功すれば溥儀につぐ政治的利用価値があった。しかし共和国政府にとっては戦犯政策の失敗モデルとなり、プロパガンダから最も遠い存在だった。現在でも、各種人名辞典では「大漢奸」という呼称がつけられている。筆者は中国での評価に関係なく、共産党員である子息・張紹紀（夢実）の証言とともに、「満洲」近現代史のなかで客観的に彼の事跡を検討したいと考えている。

第二節 張景恵と張紹紀（夢実）

ソ連での捕虜生活、中国移管後の戦犯扱い、釈放後の管理所職員着任、共産党入党（57年）⁶⁷⁾という経歴をもつ張紹紀は、それぞれの立場での見聞を、信頼できる証言にまとめている。85年には父の秘書官だった松本益雄、元首相で「満洲国」総務庁長官経験者の岸信介、日本人元戦犯らの招きにより徐明夫人と共に来日した⁶⁸⁾。その後も松本らとの交流を続け、北京の国際

関係学院ドイツ・フランス・ロシア語科部長を88年に定年退職し、翌年から中国人民政治協商会議中央委員に就任した⁶⁹⁾。そこまでは判明しているが、近況は不明である。なお85年の来日時、および1999-2001年における新井利男氏のインタビューにも「夢実」と名乗っており、父がつけた「紹紀」の名は用いていない⁷⁰⁾。

張紹紀は1922年、張景恵満50歳（1872年生まれ）の時に第七夫人・徐芷卿を母として北京で生まれた⁷¹⁾。7歳で長春に移り、以後そこで育つ。「満洲国」時代に大学進学年齢に達したが、父が勧めた学習院を拒否し、習得した日露両国語が生かせる早稲田大学に留学した。神田の内山書店によく出入りし、発禁本も店主に頼んで入手したという。父から離れて自由な学生生活を満喫した彼は、早大卒業後帰郷し、父を手伝いながら日本軍の情報を共産党地下組織に流すようになった。「満洲国」要人の子女といえども危険な行為である。現に文教部大臣・阮振鐸⁷²⁾の娘も日本留学後に国民党員となり、日本の特務組織にその事実を突き止められ、父ともども警告を受けた。「もしも共産党員だったら銃殺か、斬首でしょう」と紹紀は述べている。

徐明夫人との結婚（41年）は両親から猛反対された。理由は彼女の貧しい出自だった。両親は「第一夫人を別に探すから、この人[徐明]は第二夫人にしたらどうか」と譲歩したが、紹紀は自分の成育環境をかえりみてそのような家庭を望んでいなかった⁷³⁾。両親は紹紀の意志のかたさを認め、「満洲国」高官を多数招いて披露宴を行った。この席上で紹紀は当時総務庁次官で後に戦犯となった古海忠之とはじめて出会った。その印象を、「頭脳明晰で経済面では深い知識と優れた構想力を持っていた有能な人」、「正しい国のもどかったら、素晴らしい仕事を残したでしょう」と述べている。披露宴の4年後、「満洲国」が崩壊し、2人ともソ連に連行されて捕虜となり、ラーゲリで共同生活をし、中国移管後には管理所職員と戦犯として再会することになる。

張紹紀は自らを、「父を裏切り抗日路線を歩」んだと述懐しているが、父の生前、この秘密を明かすことはついになかった。ソ連での捕虜生活で明かせなかった理由はまだしも理解できる。国共内戦の帰趨が未定の状態で秘密を告白すれば父が激しく動揺し、国民党勝利を期待していた大部分の「満洲国」要人捕虜にさとられ、父子ともに孤立し不利な立場に追いやられる懸念があったからだ。しかし現在でも「大漢奸」と呼ばれる父を「裏切った」という表現は、歴史的・政治的公式評価から著しく離れている。

張景恵の子息であるために紹紀がこうむった不利益は大きい。しかも彼は戦犯管理所職員で共産党員でもあるから、父を批判してよいし、むしろ文革中はしなければならなかったはずだ。だが彼の証言からうかがえる父としての張景恵は、当時としてはかなり高齢になってからもうけた息子を溺愛している、ごく平凡な人物である。古海忠之も最晩年の張景恵が、「撫順の監獄[戦犯管理所]で日向ぼっこを」している姿を「よく見かけた」と述べている⁷⁴⁾。

「満洲国」第2代国務総理（1935-45年在任）としての張景恵も、「温和」「寛容」といった

印象を周囲に与えていた⁷⁵⁾。総務庁次官だった古海も、式辞の原稿に読めない字があると式辞を中断して松本秘書官に聞きにいったこと、古海からの報告を黙って聞くうちに居眠りを始め、終わると同時に目覚めて「好阿^{ハオア}」と返答したことなどを書き留めている⁷⁶⁾。この口癖ゆえ「好^{ハオ}閣下」とあだなされ、日本人からも「満系」高官からも軽蔑されていた。

しかし第一章で述べたように、モンゴルの王爺廟で「殺すなら殺せばいい」と覚悟のほどを見せ、ソ連のラーゲリでは心の許せない日本人捕虜とは挨拶も交わさない⁷⁷⁾、内に秘めた激しさもまた張景恵の一面だった。ゲニラスク・ラーゲリで共同生活をした古海は、「何時、如何なる苦難に会っても悠々超然とした態度をとりつづけ、しかも常に周囲の人びとに信頼され、中心的な存在であった⁷⁸⁾と認めている。秘書官としていつも側にいた松本益雄によれば、張は時間さえあれば広大な総理室内で一人「静坐か写経にふけて」おり、その姿には「何か悟りすました高僧を偲ばせるもの」があったという。また伝聞になるが、ゲニラスク・ラーゲリでは「同囚の日本人戦犯を慰め、『今に老毛子^{らおまおず}（ロシア人の意）が持てあますだろうから心配しなさんな」と悠々としていた」とも書いていて、古海という「悠々超然とした態度」と合致する。あるいは表面穏やかなものの、張の「腹中には相当厳しい批判⁷⁹⁾」が「満洲国」の日本人に対してあったと観察してもいる。

張景恵は張作霖爆殺事件（1928年）当時、呉俊陞とともに作霖と鼎座していたが、副官に呼ばれて席を立ち、隣の車両との境にいた瞬間に事件に遭遇し、九死に一生を得た。「満洲国」時代に首謀者の河本大作と同席した時、「さすがに彼は河本にはきびしい表情を持して崩さなかった⁸⁰⁾という。また日本人が中国人に「優越感をふりまわすのをひどく残念がり、よく『ユウエツカン』という日本語を使って、このことをたしなめていた⁸¹⁾。張作霖同様、早くに父を失い、母が開いた「ささやかな豆腐店⁸²⁾」を継いで庶民としての苦労を長く経験している張景恵にとって、義兄弟の契りを結んだ張作霖を殺し、貧しい漢族移民の大地であるはずの「満洲」を蹂躪した日本人の傲慢さは許しがたかったのであろう。「満洲」事変から2ヵ月後の1931年11月、松本を通訳に指名して行われた関東軍幹部との会見では、その新国家構想を拒否し続けてもいる⁸³⁾。

最高齢の戦犯として彼本人が残した「筆供⁸⁴⁾」には、国民政府「中央は国[際]連[盟]を過信し、[張]学良は優柔不断で、周囲の状況が日増しに悪くなり、日本側の圧力がますます激しくなったので、やむをえず過渡的な[東北]政務（行政—編者注）委員会を成立させて、いいかげんにあしらおうと思った」とある。「結局私の重大な過失は、全て愚昧無能のいたすところであって、決して心から願って国に背いたのではない」という総括は、「認罪」徹底により人間「改造」を行うという共和国政府と共産党の方針から大きく外れている。この時期には古海の「坦白^{タンバイ}」に触発されて前非を悔いる戦犯が多くなっていたし、むしろ「認罪」ができない戦犯は管理所で厳しく批判・教育されていたので、それも考え合わせると極めて異色である。彼が「認罪」

を徹底すれば溥儀につぐ成功モデルとして政府や党から絶賛され、高齢者であることも配慮されて早く解放されたに違いない。失うものは何もなくメリットが大きい。管理所もその点は十分に説得したと考えられる。

「筆供」には國務總理在任中の事跡が10項目列挙されているが、そのいずれにも主体性は全くうかがえない。公刊史料で読める「検挙材料」は王子衡（元浜江省長）・于鏡濤・金名世（元厚生部大臣）のもの⁸⁵⁾である。于・金両名は、前節に述べた罪状のうち第六項、それも「東北人民の鎮圧」、「毒化」に限定して述べている。王は同第一項から第四項まで、および第六項のうち「東北地域の資源・財産を掠奪する政策・法令・施策の画策・決定」、ならびに第七項という広範囲を網羅している分、于・金両名よりも具体的な暴露をしている。しかしその王も、松本秘書官と張景恵本人から聞いた話として、張は「自分の力が弱いと思い」、「天津に引退していた張作相⁸⁶⁾を迎えて合作しようと考えた」。しかし「作相は来ることができなかったため…（中略）…正式に中国からの東北の離脱を宣言し、独立自治を実行した」。また「本来の[日本人との]決議は『政治上は我々が主であり、彼らは客分、その他の事項は共同合作、平等同権だった。今彼らは客分から逆転して主となり、独断専行していて本当にどうしようもない……』」と常々不満を洩らしていたという。

張景恵は作相との合作を諦めきれず、38年春にも松本を天津に派遣して華北政府樹立を求め、日本の援助を約束している。王子衡は以上をもって張景恵を「骨の髄まで売国奴であることには弁解の余地がない」⁸⁷⁾と糾弾している。しかし張景恵本人の意識は先述のとおり「国に背いたのではない」というままだった。現存する状態で張が署名し、正式かつ最終的な自筆供述書として受理されたことは間違いない。共和国政府および共産党は、戦犯政策の汚点ともいふべき痕跡を消さなかったことになる。張はなお5年生きて、87歳で獄死した。

政治家としての張景恵は、彼にとっては主体性と誠意の感じられない張学良や国民政府中央に代わって日本に抵抗し続けた。張作相との合作も実らず孤立無援だった彼には、口頭で中国人の政治的主体性を日本側に主張するのが努力の限界であり、「満洲国」國務總理就任後はさらに不自由な境遇となった。それでも例えば日中戦争勃発時には国民政府の首都・南京を陥落させてはいけないうい、「満洲国」崩壊前夜、政府が新京から離れることにも人心の不安と治安維持を理由に最後まで「強く反対の態度を示した」。農業政策には一家言を持ってもいた。日本の開拓団入植用として中国人の既耕地を極度な安価で買収する手法や利益侵害に、断固とした抗議の姿勢を貫いた。「開拓用地は原則として未利用地、森林、原野等の開拓によるべきであり、やむを得ず熟地を買収する際は、必ず換地を斡旋する等、原住民の利益を犯さないよう配慮すべきだ」⁸⁸⁾と古海忠之に述べている。それでもトラブルが頻発すると、「日本政府の拓務大臣としてこの満洲開拓の策を立て、のちに総理大臣にもなった小磯[国昭]大将」のもとに松本秘書官を遣わし、実情を説明させ「善処を要望したこと」⁸⁹⁾もあった。

張景恵の努力はほとんど水泡と化したが、中国人にとって最も困難な状況において、彼が可能な限り回復や逆転を試みていたのは確かである。捕らわれてなお悠然とし、また「国に背いたのではない」という自負心を持ちつづけたのは、できるだけことはしたという実感があつたためではないか。「満洲国」成立という現実から逃避せずに、無理な政策は是正しつつ共存していく覚悟だったと考えられる。

彼が戦犯となりいまだに「大漢奸」と呼ばれているのは、結果責任を問われたのに罪を認めなかったためである。「満洲国」国務総理だったことと、在任中に中国人の主権回復ができなかったことが、新しい国際法の禁ずる「戦争犯罪防止を怠った不作為」や「戦争の指導と拡大」に抵触した。それを認めれば有利になるのはわかっていながらあえてそうしなかった。では子息の張紹紀のように、「満洲国」時代に発覚すれば殺される「共匪」への「通敵行為」ができたであろうか。大部分の中国人と同じく、張景恵もできなかった。その意味で張景恵は一般中国人の縮図であり、意思軟弱な反面教師として現体制下に存在し続けなければならないのである。

おわりに

古海忠之が張紹紀から惜しまれたように、「満洲国」が建国されなければ有能な官僚としての、もしくは凡庸でも平穏な一生を送れたはずの戦犯は数多い。もちろん「満洲国」要人も人間である以上、国家が保証する高給、厚遇、名誉などに無関心であったとは考えられない。しかし皇帝や国務総理でさえ無力な国家には、関内同胞からの救援もほとんどなかった。戦犯の戦争責任はどう「認罪」しようか決して消えないが、視点を変えれば故郷を見捨てることができずに踏みとどまった結果、ないしは関内同胞から見捨てられた結果でもある。「満洲国」が理不尽な国家形態であることは誰もが自覚していたが、どう反抗・抗議しようと覆せない現実であり、唯一の希望は、その理不尽に耐えて内外からの主権回復を待つことだった。歴史評価においては、能動者よりも受動者が、反抗する者よりも忍耐する者が常に不利である。

中国の戦後処理で重要な位置を占める戦犯問題は、ソ連との盟約により、人道国家・新生中国を国際的に印象づける目的から発していることには疑念の余地がない。しかし国家が自国民の戦争責任を裁くにはさまざまな困難があつた。国内問題でありながら国際法基準にのっとりた人道的戦犯管理と裁判は、共産党の正当性を人民に訴えるプロパガンダの有力な手段となった。戦犯の「人間改造」「思想改造」は、抗日戦争中の捕虜処遇、および近い過去に2度行われた大衆動員型綱紀肅正運動の成果と反省に立脚している。それはまず管理所職員の思想改造と、中華人民共和国および中国共産党への忠誠心のうえに実行された。指導的立場にある人々に私怨を克服させてモデルケースとし、次に映画を使った宣伝工作で戦犯に対する一般中国人の報復行為を予防し、戦犯にもそうでない者にも戦争体験を清算させ、新中国建設に邁進させる国家戦略だった。よって戦犯には死刑・無期懲役刑判決を出さず、服役後は社会復帰させて「満

洲国」あるいはそれ以外の歴史的体験の語り手として彼らを温存したのである。また日本人戦犯を寛大に処遇して、獄死者以外は全員釈放・帰国させ、断交中だった日本との有力なパイプ、民間外交カードにしようとしたことは、周恩来の言葉から明らかである。

なお本稿が使用した裁判資料は、戦犯管理所・最高人民検察院・公安部が三重にチェックし、戦犯本人が事実と認めた点において信憑性の高いものである。管理所職員の証言は、困難な任務を遂行し、プロレタリア文化大革命における迫害を経ても職務の歴史的使命をよく認識している人々によるものであるから、相互に照合すれば十分に信頼できる。元戦犯の回想録は、中国側では政治協商会議文史資料委員会のチェックが必ず入っているため、プロパガンダに注意し、収容期間中の供述書・告発書などと照合すれば史料的価値は高い。取り扱いに最も注意を要するのは日本人元戦犯や「満洲国」の日本人関係者による回想録だが、中国側史料と照合して明らかに矛盾する部分を捨棄して使用した。評価未定の史料を多数使ったため、テキストクリティークの過程と理由を記して本稿を終える。

注

- 1) 新井利男「中国の戦犯政策とは何だったのか」(新井利男資料保存会編『中国撫順戦犯管理所職員の証言』<梨の木舎, 2003年。以下, 新井『証言』と略記>序文), 21頁。
- 2) 例えば日本人による研究には益井康一『漢奸裁判史』(みすず書房, 1977年), 古厩忠夫『漢奸』の諸相—汪精衛政権をめぐる—(大江志乃夫ほか編『岩波講座 近代日本と植民地 6 抵抗と屈従』<岩波書店, 1993年>所収), 小林英夫『日中戦争と汪兆銘』(吉川弘文館, 2003年)などがあり、中国人によるものでは復旦大学歴史系中国現代史研究会編『汪精衛漢奸政権の興亡』(復旦大学出版社, 1987年), 劉傑『漢奸裁判—対日協力者を襲った運命—』(中公新書, 2000年), 王克文『汪精衛・国民党・南京政権』(国史館=台北, 2001年)などがある。
- 3) 王柯『漢奸考』(『思想』2006年1月号)。
- 4) 前掲注1)。
- 5) 管見の限りでは日本人による研究は注1)のほか, 豊田雅幸「中華人民共和国の戦犯裁判(1)・(2)」(『戦争責任研究』17・18号。1997年9・12月)しかない。
- 6) 既刊史料集には, 例えば『現代史資料』シリーズの9,12,13(「日中戦争」2,4,5)<みすず書房, 1964,65,66年>, 黄美真ほか編『汪精衛集団投敵—汪偽政権資料選編—』(上海人民出版社, 1984年), 南京市档案馆編『審訊汪偽漢奸筆録』上・下(江蘇古籍出版社, 1992年)などがある。
- 7) 王賢滄「崩潰前夕の偽軍政要員」(孫邦主編 偽満史料叢書『偽満覆亡』<吉林人民出版社, 1993年>), 78頁。
- 8) 張夢実(紹紀)『満洲国』総理の息子でありながら(新井『証言』), 170頁。
- 9) 前掲注7), 75-77頁。
- 10) 1944年9月着任。「王賢滄筆供」1954年5月8日(中央档案馆編『偽満洲国の統治と内幕—偽満官員供述—』<中華書局, 2000年>), 406頁。
- 11) 前掲注7), 73頁。
- 12) 中山隆志『関東軍』(講談社選書メチエ, 2000年), 260頁。
- 13) 「張景恵総理との10年間」(初出『人物往来』昭和41=1966年3月号。猪瀬直樹監修・平塚柁緒編集

- 『目撃者が語る昭和史 3 満州事変一昭和3年の張作霖爆殺事件から満州建国一』＜新人物往来社、1989年＞に再録。以下、再録版の頁数）、169頁。
- 14) 前掲注8)、170-72頁。
 - 15) 本節で中国人捕虜に関する部分は、注記しない限り前掲注8)、張夢実(紹紀)の証言で再構成した。新井『証言』、173-75頁。
 - 16) 1950年、中国に移管された日本人捕虜に細菌部隊関係者が少なかったのは、ハバロフスク裁判でほとんどの者が判決を受け、服役中だったためと張夢実(紹紀)は述べている。
 - 17) 愛新覚羅・溥儀著、小野忍ほか訳『わが半生』(ちくま文庫、1992年。初版単行本は77年)下、138頁。
 - 18) ペルミャコフ証言「ソ連『ハルビン防衛本部』元副部長が明かす東京裁判秘史」(『月刊Asahi』1992年3月号)、43-44頁。
 - 19) 中国帰還者連絡会編『私たちは中国で何をしたか一元日本人戦犯の記録一』(三一書房、1987年)、51-58頁。
 - 20) 本節前半部は注記しない限り前掲注1)、新井論文に基づき叙述する。ヴィシンスキー・毛沢東会談については、新井氏が1995年に聴取した紀敏・撫順市文史資料委員会主任(中国における戦犯政策研究者)の談話による。紀主任は、中国外交部資料から発見した捕虜移管についての記録文書に基づいて語っている。
 - 21) NHK取材班『毛沢東とその時代』(恒文社、1996年)、172頁。
 - 22) なお2月5日のヴィシンスキー・毛沢東会談に師哲は同席しておらず、中国語通訳はソ連側のコワリョフが務めたのではないかと推察している。
 - 23) 董玉峰「中ソ国境で日本人戦犯を接収」(新井『証言』)、107頁。以下、本節後半部は特に断らない限り、この証言に基づいて述べる。
 - 24) 前掲注8)、177頁。
 - 25) 金源「模索しながら一步一步、なしとげた永遠の奇蹟」(新井『証言』)、86頁。
 - 26) 前掲注1)、新井論文、26頁。
 - 27) 前掲注8)、178頁。
 - 28) 前掲注17)、155頁。
 - 29) 前掲注8)、179頁。
 - 30) 本来は971名だったが移管直前に1人が死亡、1人が重病となった(前掲注1)、新井論文、28頁)。1946年に北朝鮮に移送された約27,000名の日本人捕虜については、ロシア国立軍事古文書館から在モスクワ日本大使館に名簿が渡された(2005年3月)。彼らは病気やけが、栄養失調などで「労働力」とみなされなくなったため、移送されたと考えられる(『朝日新聞』2005年12月19日付朝刊)。
 - 31) 前掲注19)、219頁。
 - 32) 孫明齋「歴史は不断に変化する」(新井『証言』)、68-72頁。
 - 33) 前掲注23)、116頁。李渤涛「敵から友へ」(新井『証言』)、162頁によると、一般職員の転職希望率は89%にもなったという。
 - 34) 前掲注19)、59-60頁。
 - 35),37)「鉄板が溶けた」(新井『証言』)、268頁。
 - 36) 前掲注8)、180-81頁。
 - 38) 黄国城「生産労働が一つの転機に」(新井『証言』)、295-96頁。
 - 39) 前掲注19)、60頁。
 - 40) 同前、224-25頁。
 - 41) 李放「歴史に残る戦犯起訴状」(新井『証言』)、406-09頁。資料の分類は中国人間の原則で、中国人・日本人間には必ずしも該当しない。
 - 42) 前掲注19)、62,100頁。
 - 43) 前掲注8)、181頁。「坦白」とは中国語で「過ちを認め自己批判し、罪を告白すること」を意味する。

- 44) 前掲注19), 101頁。
- 45) 以下、古海忠之の「坦白」については補足説明を除いて、管理教育科の日本語通訳だった崔仁傑の証言「将官・佐官クラスの戦犯教育」(新井『証言』), 191-92頁に基づき再構成する。
- 46) この集権体制を「総務庁中心主義」という。山室信一『キメラ「満洲国」の肖像 増補版一』(中公新書, 2004年。初版は1993年), 175-56頁。
- 47) 中国帰還者連絡会訳『覚醒—撫順戦犯管理所の六年 日本戦犯改造の記録—』(新風書房, 1995年<原著は『覚醒—日本戦犯改造紀実—』, 群衆出版社, 1991年>), 「撫順戦犯管理所の平面図」およびその説明による。
- 48) 李福生「『満洲国』皇帝溥儀 前半生と決別」(新井『証言』), 477頁。以下、「満洲国」要人戦犯に関する記述はこの証言に基づいている。
- 49) 1880-1962.2.7. 奉天省における革命指導者・張榕(本名 張煥榕。1884-1912)の「族兄」(同族中、曾祖父を同じくする同輩男子の年長者)。「満洲国」崩壊後から5年間、長春や瀋陽に潜伏していたが、50年9月に逮捕され、51年5月に管理所に収容された(王鴻賓ほか主編『東北人物大辞典(第二巻)』<遼寧古籍出版社, 1996年>上, 997-98頁)。
- 50) 前掲注41), 408-09頁。
- 51) 1908-83. 日本生まれの中国共産党要人。中日友好協会会長などを務め、日中国交正常化に貢献した(関捷ほか主編『中日関係全書』<遼海出版社, 1999年>上, 498頁)。
- 52) 王永宏「戦犯の変化を記録映画に」(新井『証言』) 224-29頁。なお王の作品は日本赤十字社新社屋が建設された1977年、「可燃性フィルムで火災の危険性がある」として焼却されたため日本に現存せず、また寄贈された56年から焼却された77年まで公開されたこともない(同証言, 注3, 230頁)というが、NHKが中国に現存するフィルムを使って「E T V特集 シリーズ日本人 中国抑留の記録」1, 抑留から戦犯裁判まで, 2, 戦犯裁判での証言 という番組を制作し、1999年12月6,7日に放映している。
- 53) 新井『証言』, 巻末年表。
- 54) 前掲注48), 448頁。以下、2月の参観学習については特に注記しない限り、李福生の証言(450頁まで)に基づき再構成する。
- 55) 李福生の記憶では劉某だけが在宅し、一行に应对したというが、溥儀の記憶(『わが半生』下, 313頁)によれば、途中から長男が帰宅している。「米なんて何も珍しいことはないじゃないか」と笑った長男に対し、母親は「今でこそ珍しいことはないけれど、お前、あの康徳のころ何回見たっていうんだい」と答えた。溥儀はこの「康徳」という元号に反応したという。
- 56) 『わが半生』下, 314-15頁および李福生証言。
- 57) 李福生「偽『満洲国』皇帝溥儀の改造」<前掲注47), 254頁>。なお新井『証言』452頁でも同様に証言しているが、当該部分については『覚醒』所収証言の方が詳しいのでそれに基づいた。
- 58),59) 前掲注25), 92-93頁。
- 60) 前掲注48), 452頁。
- 61) 前掲注19), 200-01頁。以下訳語が適当でないものは筆者が改めた。
- 62) 同前, 192頁。
- 63) 城野らは日中戦争終結後の、共産党による武装解除命令に応じず、国民党軍、特に山西の閻錫山軍に参加し、国共内戦を戦った。そのため逮捕後は山西省太原の戦犯管理所に収容された。彼らは「山西『残留』」「太原組」と呼ばれる。張作霖爆殺事件(1928年)の首謀者・河本大作もその一人である。中央档案馆ほか合編、日本帝国主義侵華檔案資料選編『河本大作与日軍山西「残留」』(中華書局, 1995年)、「本巻編輯説明」および「附録二 山西日軍日僑“残留”骨幹分子簡歷」を参照。
- 64) 藤田久一『戦争犯罪とは何か』(岩波新書, 1995年), 21頁。
- 65) 同前, 32-55頁。
- 66) 前掲注5)「中華人民共和国の戦犯裁判(2)」, 46頁。
- 67) 前掲注8), 176頁。

- 68) 前掲注13), 169頁写真および説明文。
- 69) 同前, 170写真および説明文。
- 70) 理由は不明だが、「大漢奸」張景恵の子息で日露両国語に精通し、かつ戦犯優遇で有名だった管理所職員でもあった彼に、プロレタリア文化大革命における迫害が及ばなかったとは考えにくく、その時に本名を捨てた可能性はある。
- 71) 以下張紹紀の経歴については、前掲注8)の本人証言により再構成する。
- 72) 原文では「袁金托」となっているが該当者がいない。漢字が似ている袁金鎧は文教部大臣に就任したことがない。1940年代の当該大臣で最も漢音が近い阮振鐸に比定できると考え、筆者が改めた。
- 73) 「お父さんはお母さんの他に数人の女性とも結婚し家庭を持っています。お母さん、それでも幸せですか」と母親に問いかけたという。本文に述べた通り、張紹紀の母は張景恵の第七夫人である。
- 74) 古海忠之『忘れ得ぬ満洲国』（経済往来社、1978年）、183頁。
- 75) 前掲注13), 165頁。
- 76) 前掲注74), 181-82頁。
- 77) 前掲注8), 171-72頁。
- 78) 前掲注74), 182頁。
- 79) 前掲注13), 166頁。古海も「写字に努め文字を覚える努力をつづけ」ていたと述べている（前掲注74), 180頁）。
- 80) 前掲注13), 162-63頁。
- 81) 同前, 167頁。
- 82) 同前, 155頁。
- 83) 同前, 152-53頁。
- 84) 「張景恵筆供」1954年6月11日（前掲注10）『偽満洲国的統治与内幕』, 41-49頁）。
- 85) それぞれ1954年5月14日, 同26日, 1955年6月3日付。全て前掲注10）『偽満洲国的統治与内幕』, 47-49,50-52,53-66頁。
- 86) 1881-1949. 張作霖の「馬賊」時代からの盟友で、張景恵とも義兄弟の契りを結んでいた。3人の出合いやその後の経緯については拙著『馬賊で見る「満洲」－張作霖のあゆんだ道－』（講談社選書メチエ、2004年）、67-70頁参照。
- 87) 「王子衡検挙張景恵材料」、前掲注10）『偽満洲国的統治与内幕』, 48頁。
- 88) 前掲注74)に同じ。
- 89) 前掲注13), 165-66頁。